

◎新潟県告示第1363号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼市小栗山字宮田921の4、926の10、936の5
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼市小栗山字宮田453の3、453の8
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅